

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成25年2月25日(月)

社会・援護局 障害保健福祉部
企画課施設管理室

目 次

- 1 国立障害者リハビリテーションセンター等の運営について…………… 1
- 2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について……………11

【参考資料】

- 1 国立障害者リハビリテーションセンターの概要…………… 16
- 2 平成25年度国立障害者リハビリテーションセンター等における
研修会実施計画（案）
 - (1) 国立障害者リハビリテーションセンター学院……………17
 - (2) 国立障害者リハビリテーションセンター病院（健康増進センター）……………23
 - (3) 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）……………24
 - (4) 心身障害児総合医療療育センター……………26
- 3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設入所利用者の
出身市区町村一覧……………28

1 国立障害者リハビリテーションセンター等の運営について

(1) 国立障害者リハビリテーションセンターについて

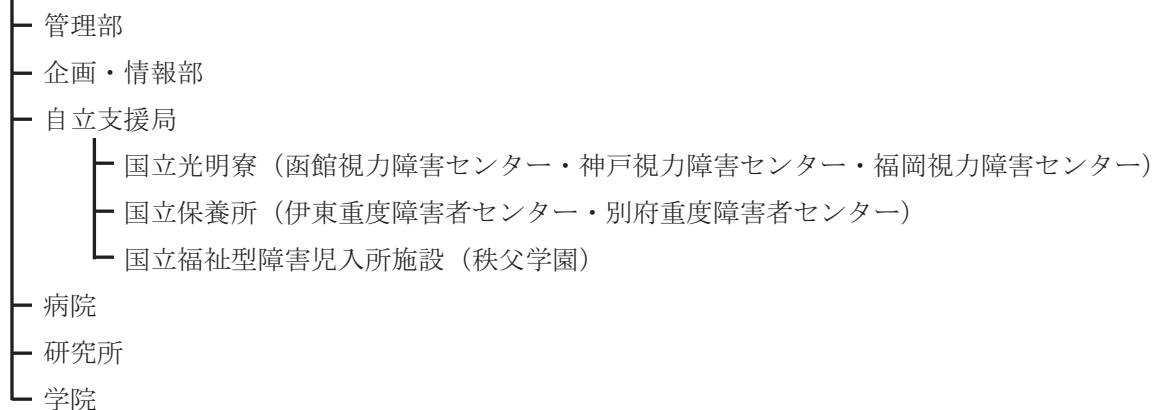
国立障害者リハビリテーションセンターは、障害者の自立及び社会参加を支援するため、障害者の生活機能全体の維持・回復のための先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスとして、

- ・総合的リハビリテーション医療の提供
- ・障害福祉サービスの提供
- ・リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発
- ・リハビリテーション専門職の育成と能力向上
- ・健康増進及び障害者スポーツ支援
- ・発達障害や高次脳機能障害などリハビリテーションに関する情報収集及び提供
- ・リハビリテーションに関する国際協力

等の事業を実施する他、視覚障害者に対する就労移行支援（養成施設）等を行う国立光明寮（3施設）、肢体不自由者（主として頸髄損傷者）を対象に、自立訓練（機能訓練）等を行う国立保養所（2施設）、重度の知的障害等である障害児を対象に、福祉サービスを提供する国立福祉型障害児入所施設（1施設）を有しており、我が国の障害者リハビリテーションの中核的機関として、先導的役割を担っている。

(平成25年度組織図)

国立障害者リハビリテーションセンター



(参考資料：1 国立障害者リハビリテーションセンターの概要を参照。)

①国立障害者リハビリテーションセンターで提供している障害福祉サービス

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局では、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設及び児童福祉法に基づく指定福祉型障害児入所施設を運営しており、以下の障害福祉サービスと障害児施設支援を提供している。

全国から利用可能であるので、関係機関への周知方よろしく願います。

ア 障害福祉サービス（平成25年度）

○ 就労移行支援

- ・主に身体障害者を対象として、職業的自立を目的とした実践的な訓練等を実施（同一敷地内にある職業リハセンターの職業訓練を受けることも可能）

【標準利用期間】：24ヶ月

【定員】：100名

【実施施設】：国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）

○ 就労移行支援（養成施設）

- ・視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家資格を取得するための養成訓練を実施

【養成期間】：高卒程度3年、中卒程度5年 ※毎年度4月開始

【定員】：168名

【実施施設】：国立障害者リハビリテーションセンター

【養成期間】：高卒程度3年 ※毎年度4月開始

【定員】：各施設 60名

【実施施設】：函館視力障害センター（北海道函館市）

神戸視力障害センター（兵庫県神戸市）

福岡視力障害センター（福岡県福岡市）

※各視力障害センターにおいては、平成24年度末で中卒程度5年の課程を廃止し、定員を変更予定である。なお、国立障害者リハビリテーションセンターでは、引き続き中卒程度5年の利用希望者の受入を行っていく。

○ 自立訓練（機能訓練）

- ・主に視覚障害者を対象として、生活に適應するために必要な歩行、日常生活動作等を習得させるための訓練の実施

【標準利用期間】：18ヶ月

【定員】：各施設 10名

【実施施設】：函館視力障害センター、神戸視力障害センター

福岡視力障害センター

- ・主に頸髄損傷者等の重度の肢体不自由者に対する機能訓練等を実施

【標準利用期間】：18ヶ月（頸髄損傷者による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者：36ヶ月）

【定員】：各施設 70名

【実施施設】：伊東重度障害者センター（静岡県伊東市）

別府重度障害者センター（大分県別府市）

※国立障害者リハビリテーションセンターでは、視覚障害者及び重度肢体不自由者両方の自立訓練（機能訓練）を実施（定員40名）

- 自立訓練（生活訓練）
 - ・主として高次脳機能障害者を対象に、生活能力向上の訓練や社会生活・対人技能の訓練、日常生活訓練等の実施
- 【標準利用期間】：24ヶ月
【定員】：30名
【実施施設】：国立障害者リハビリテーションセンター

- 施設入所支援
 - ・宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援等の実施

イ 障害児施設支援

- 知的障害児への支援
 - ・重度の知的障害児、自閉症児、強度行動障害児等を入所させ、基本的な生活習慣の確立と情緒の安定を図るために、生活支援及びグループ活動、サークル活動、健康管理等の支援を実施
- 【定員】：100名
【実施施設】：秩父学園

- ②リハビリテーション関係専門職員及び知的・発達障害関係職員等に対する研修の実施
学院では、リハビリテーション関係専門職員及び知的・発達障害関係職員等の質の向上を図るため各種研修を実施することとしているので、関係機関への周知方よろしくをお願いします。

（参考資料：2 平成25年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修会実施計画（案）を参照。）

（2）秩父学園における障害児等への支援について

秩父学園においては、平成24年4月の児童福祉法改正の施行に伴い、従来の知的障害児入所施設から福祉型障害児入所施設へと施設種別を変更したものである。

これにより、18歳以上の施設利用者については、保護者の理解を得ながら、他の大人の障害者と同様、年齢等に応じた適切なサービスが受けられるようにするため、個々の施設利用者ごとに慎重かつ丁寧に地域生活への移行等を進めているところであるので、施設利用者の出身自治体におかれては、出身地域での利用者の受け入れについて格段のご協力をお願いします。

特に、施設利用者の多い埼玉県及び東京都におかれては、特段の御協力をお願いしたい。

また、秩父学園としては、障害児が地域で生活していくための発達支援や、その家族を含めた療育支援の拠点となる、新たな障害児施設を目指し、「発達障害児及び家族包括支援事業（家族短期入所事業）や訪問支援等を通じた発達障害児とその家族に対する支援プログラムの開発、関係機関との連携調整の仕組みづくりを行っているところであり、各自治体におかれては、事業の実施に際してご協力をお願いします。

する。

(3) 国立障害者リハビリテーションセンターの施設の統廃合について

平成23年2月の障害保健福祉関係主管課長会議より連絡していたが、塩原視力障害センターについては、平成25年3月31日をもってその機能を埼玉県所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターに統合される。

このため、視覚障害者からの国立施設での就労移行支援（養成施設）、自立訓練（機能訓練）又は視力障害に関する各種相談についての利用希望があった場合には、同様のサービスを実施している下記の国立施設の利用が可能であることを説明されるよう、福祉関係施設及び市区町村並びに医療機関等への周知を宜しく願います。

【国立施設名称】

- ・国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）
- ・函館視力障害センター（北海道函館市）
- ・神戸視力障害センター（兵庫県神戸市）
- ・福岡視力障害センター（福岡県福岡市）

また、伊東重度障害者センターについても、平成26年度末目途（統廃合に必要な施設整備工事の進捗状況により数ヶ月の変更が有り得る。）でその機能を国立障害者リハビリテーションセンターに統廃合することとしている。当該統廃合に係る詳細も今回と同様に統廃合時期の主管課長会議等を通じて連絡するのでご留意願いたい。

(4) 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）について

全国障害者総合福祉センターは、国が「国際障害者年」の記念事業として位置付け、設置した身体障害者福祉センターであり、障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、以下の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っている。障害者団体等が行う行事や研修等、宿泊を含めて本センターを積極的にご利用いただけるよう、関係者等への周知方よろしく願います。

○ 相談事業

全国の障害者及びその家族等を対象に生活、就職、法律、年金、補装具、スポーツ・レクリエーション等に関する無料相談の実施
(法律・年金相談：月1回第2水曜日)

○ 研修事業

全国の身体障害者福祉センター職員、その他障害者福祉に携わる関係機関等の職員を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修を実施（ホームページからの申込み可能。）

(参考資料：2 平成25年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修会実施計画(案) (3) 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）を参照。)

○ 情報提供事業

障害者の社会参加と自立の促進、福祉に携わる各関係者への啓発を目的に、障害者福祉の実務情報（行政情報、生活支援、スポーツ・レクリエーション等）に関する情報誌「戸山サンライズ」の発行。（ホームページよりバックナンバーの閲覧可能。）

【問い合わせ先】

全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611（代表） FAX 03-3232-3621

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

【相談事業】 hiroya@abox3.so-net.ne.jp（相談専用）

【研修事業】 kensyu@abox3.so-net.ne.jp

【その他】 toyama@abox22.so-net.ne.jp

【設備概要】

設備	詳細	定員	利用料金等
宿泊室 (33室)	<ul style="list-style-type: none"> ・和室(1~4名) 8室 ・洋室シングル 8室 ・洋室ツイン 17室 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者 4,500円～ ・その他 6,000円～
研修室 (2室)	<ul style="list-style-type: none"> ・大研修室 ・中研修室 	240名 45名	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(団体) 17,600円～ ・その他(団体) 22,000円～
会議室 (7室)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会議室 ・中会議室 ・小会議室(2室) ・特別会議室 ・会議室A ・会議室B 	70名 50名 10~20名 25名 12名 12名	<ul style="list-style-type: none"> ※利用時間 9:00~21:00
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館、トレーニング室 ・レストラン(定員36名) ・駐車場(障害者用15台) 		

障害者福祉関係の各種行事や研修等のための会議室、車いすの方も宿泊できる宿泊施設及び体育施設等を提供しています。(どなたでも利用可)

空き状況や詳細な利用料金等については、ホームページをご確認下さい。



<大研修室>



<洋室ツイン>

事業内容

養成研修 情報提供・啓発 相談事業
障害者の健康づくりと社会参加支援を支援を目的とした研修会の開催及び情報誌の発行、各種相談事業の実施。

教養文化・地域交流事業
障害者の書道・写真全国コンテスト、地域社会との交流を図るための行事の開催。

スポーツ・レクリエーション
スポーツ教室の開催及び体育館の優先使用の便宜

社会参加するための施設提供事業
研修室・会議室の提供、研修会参加等への提供並びに体育館施設等の提供。

館内案内

3, 4階
宿泊室・・・和室 8室 32人
洋室 シングル 8室 8人
ツイン 17室 34人
和室教養室
浴室(男性3階、女性4階)ランドリー室(3階)

2階
大研修室 定員 240名
中研修室 定員 45名
大会議室 定員 70名
中会議室 定員 50名
小会議室 定員 10名
特別会議室 定員 25名

1階
フロント 相談室 レストラン 体育館
小会議室 定員 20名

地階
トレーニング室 理容室 美容室
会議室A・B 定員 各12名
駐車場

料金のご案内

| [研修室・会議室](#) | [宿泊室](#) | [体育施設](#) | [レストラン](#) | [宴会](#) |

ご案内

最新のお知らせ

重要

[当センターの節電行動計画について \(2013年1月17日掲載\)](#)

NEW

会議室・宿泊室の予約受付期間を変更しました。

当センターの会議・宿泊施設のご予約受付期間を延長しました。
障害者及び障害者団体様は18ヶ月先。
一般の方、団体様は12ヶ月先までご予約が可能となります。
[詳しくはこちら](#)

NEW

館内でインターネットをご利用いただけるようになりました。

3・4階客室、1階エントランスホール、2階ロビーにて無線LANでインターネットをご利用いただけます。
[詳しくはこちら](#)

NEW

平成24年度 第2回 「個別支援計画」作成および運用に関する研修会

[各グループ演習結果を掲載しています。](#)

(期間：平成25年1月27日(日)～2月10日(日)パスワードが必要です。)

す。)

NEW

[「旅で始まるいきいきライフ」をPDFファイルで掲載しています](#)

NEW

[合同自衛防災訓練を実施しました \(2012年3月1日\)](#)

更新情報

- ・ [宿泊施設空き状況](#)
- ・ [研修・会議室空き状況](#)
- ・ [日替りランチ](#)

- ・ 『自立支援協議会』関連事業のページ
【[マニュアル等書籍](#)】 【[運営連絡会議資料](#)】

- ・ 『[体育館の利用時間を拡大しました](#)』

研修会

NEW

平成24年度 研修会の要項・申込書を掲載しました！！ (2012.8.1)

情報誌

NEW

最新号掲載中(2012年夏号)
バックナンバーも掲載中

書道・写真コンテスト

第27回 入賞作品を掲載しました！

審査結果は携帯電話でも

ステキな旅を おてつたします



戸山サンライズ

検索

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006>

修学

旅行

東京の中心地に立地しており
様々な観光地へ好アクセス！

特別食(きざみ・アレルギー対応)
のご要望におこたえます！

大浴場を貸し切りでご利用いただけます！
浴槽までの手すりも完備



シングル (28㎡)、ツイン (32㎡)、
和室 (10畳) のバリアフリー設備の整った
お部屋でおくつろぎください！



全国障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)

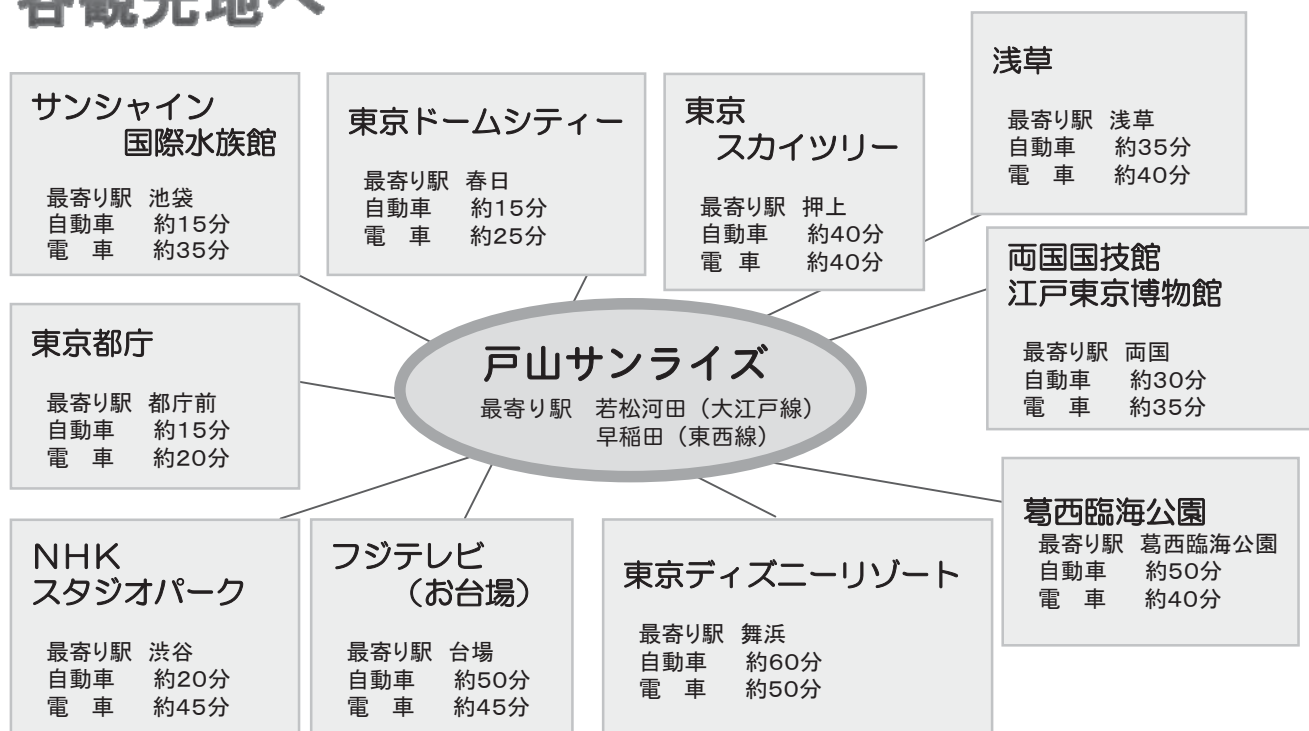
TEL: 03-3204-3611

FAX: 03-3232-3621

E-mail: gyomubu@abox3.so-net.ne.jp

(担当 松澤)

各観光地へ



※ここに掲載している所要時間はあくまでも目安です。
実際の交通状況等により前後することがありますのでご注意ください。

ご予約について

- ご予約はご利用**18ヶ月前の1日午前9時から**の開始となります。（健常者の方は12ヶ月前の1日より）
例：平成26年10月のご予約をご希望される場合
平成25年4月1日午前9時より受付を開始いたします。
（予約が殺到するため、一時的に回線が繋がりがづらくなる場合がありますのでご了承ください。）
- 予約専用番号（03-3204-3606）までお電話ください。
なお、予約受付開始日は代表電話番号でのご予約はお受けしておりません。
- 上記の日以外のご予約は代表電話番号（03-3204-3611）までお電話ください。

戸山サンライズ Q&A ~よくあるご質問~

- Q. きざみ食はどの程度細かくすることができますか？
A. 右の写真のとおり2種類の細かさをご指定いただけます。
この他、ご希望がございましたらお申し付けください。
- Q. お支払い方法は現金のみですか？
A. 当日お支払い頂く場合は、現金のみのお取り扱いとなります。
大変申し訳ございませんが、クレジットカードでのお支払いはお受けしておりません。
お振り込みをご希望の場合は、後日請求書をお送りいたします。
- Q. 近くに病院がありますか？
A. はい。国立国際医療センター、東京女子医大病院には救急外来があります。
- Q. 事前に宅急便で荷物を送ることができますか？
A. はい。宿泊の日付・ご住所・お名前等を明記のうえ、お送りください。
返送につきましても、フロントにて承ります。



(5) 心身障害児総合医療療育センターについて

心身障害児総合医療療育センターは、戦前より肢体不自由児の療育活動を行ってきた日本で最初の肢体不自由児施設「整肢療護園」を発足の母体とし、国が設置し、社会福祉法人日本肢体不自由児協会に運営を委託している。

① 「整肢療護園」及び「むらさき愛育園」等について

同センターは、心身に障害をもった子どもたちのための総合的な医療療育相談機関として、

- 整肢療護園：医療型障害児入所施設・療養介護施設（旧 肢体不自由児施設）
- むらさき愛育園：医療型障害児入所施設・療養介護施設（旧 重症心身障害児施設）
- 外来療育部門：各種障害の早期からの診断・治療や療育指導を行う。
- 研修・研究部門：専門職員に対する研修や調査研究を行う。

を設置している。

② 研修・研究部門について

同センターにおいては、全国の医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、療育介護施設等に勤務する職員等を対象として、療育の充実を図るため各種講習を開催しているため、管内の関係団体及び施設等に周知方よろしく願います。

(参考資料：2 平成25年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修会実施計画(案)(4)心身障害児総合医療療育センターを参照。)

【連絡先】	心身障害児総合医療療育センター 研修・研究部 療育研修所
	〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-1-10
	TEL 代表：03-3974-2146 直通：03-5965-1136
	FAX 03-3959-7648
	URL http://www.ryouiku-net.com/

2 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的としており、この目的を達成するために、平成20年度から平成24年度までの5年間を第2期中期目標期間と定め、的確な業務運営に努めているところである。

平成24年度においては、第2期中期目標期間の最終年度である5か年目として、施設利用者の地域生活への移行や、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究などに取り組んでいるところである。

平成25年度においては、第3期中期目標期間の1か年度目として新たな中期目標期間が開始されるが、引き続き、地域生活への移行の推進や調査・研究等に取り組んでいくこととしているので、管内の市町村及び知的障害関係施設等の関係者への周知方願います。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災された、福島県内の障害者施設の入所者及び職員の方が、のぞみの園に避難され、現在も園内で生活されている。

今後とも、被災した障害者施設等への支援に取り組んでいきたいと考えている。

(1) 地域生活への移行の推進について

第2期中期目標の主要課題として、施設利用者の地域への移行を積極的に推進することとし、目標期間の最終年度である平成24年度末までに、施設利用者数について、独法移行時（平成15年10月）と比較して3割縮減することを定めているが、この目標は達成したところである。

施設利用者の地域生活への移行については、出身地域やその近隣地域のケアホーム等への移行を基本として進めているところであり、本人・保護者等の意向、本人の生活歴などを尊重しつつ、個々の施設利用者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本に実施している。

これまでに、第1期中期目標期間中（平成15年10月～平成19年度）に計44名、第2期中期目標期間中に98名（平成25年2月1日現在）の施設利用者が、自宅や出身地のケアホーム等で生活するために退所し、地域生活に移行しているところである。

平成25年度から開始される第3期中期目標期間においても、さらなる施設利用者の地域移行を進めていくこととしており、こうした成果は、施設利用者の出身自治体等の協力が不可欠であることから、引き続き円滑な地域移行について格段のご協力をお願いする。

(参考資料：3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設入所利用者の出身市区町村一覧を参照。)

(2) 調査・研究等の実施について

① 調査・研究について

第3期中期目標期間における調査・研究として、重度知的障害者の地域生活への移行や行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について取り組むこととしている。

これらの調査・研究により得られた成果については、全国の知的障害関係施設等において活用されるように、研究紀要を都道府県・指定都市や関係機関等へ配布するとともに、のぞみの園ホームページにおいて、情報提供に努めているところであるので、各自治体においても管内の市町村及び施設等への周知をお願いする。

(平成24年度の主な調査・研究)

- ア 地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握の研究
- イ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査研究
- ウ 行動障害のある知的障害児の福祉のサービス利用と学校教育の連携に関する調査等

※上記調査・研究結果については、のぞみの園ホームページに平成25年6月を目途に掲載予定。

② 養成・研修について

第3期中期目標期間における養成・研修については、内容等が知的障害関係施設等で活用されるものとなるように努めているところであり、管内市町村及び施設等の職員の参加について、特段のご配慮をお願いする。

なお、平成25年度についても、セミナー等を開催する予定としており、日程等が決定次第、のぞみの園から関係自治体や関係施設あてお知らせさせていただくとともに、のぞみの園ホームページにおいても公表することとしているので、開催の際は、関係者への周知方よろしくをお願いする。

③ 援助・助言について

- ア 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設等の求めに応じて、援助及び助言を行っているので、管内の知的障害関係施設等へ周知方よろしくをお願いする。

【主な援助・助言項目】

- (ア) 利用者の個別支援計画における評価の仕方及び目標設定の考え方
 - (イ) 重度化・高齢化した知的障害者に対する支援技術
 - (ウ) 自閉症・発達障害者の支援に対する支援技術
- イ 平成24年4月から、障害者自立支援法のサービスを受ける場合には相談支援専門員が作成するサービス等利用計画案の提出が原則として必要となったところである。

相談支援専門員の質の向上を図るために、都道府県等は専門コース別研修を実

施できるものとされているが、その中の一つとして罪を犯した障害者に対する相談支援に関するコースが設定されているものである。

本研修を実施するに当たって、講師としてのぞみの園の職員を派遣することも可能であるので、必要な場合はのぞみの園にご連絡されたい。

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 担当部署連絡先

ホームページ : <http://www.nozomi.go.jp/>

【地域生活への移行の推進について】

地域支援部地域移行課 : TEL. 027-320-1602

【調査・研究について】

研究部研究課 : TEL. 027-320-1445

【養成・研修について】

事業企画部研修・養成課 : TEL. 027-320-1367

【援助・助言について】

事業企画部事業企画・管理課 : TEL. 027-320-1562

FAX : 027-(320)-1368

e-mail : webmaster@nozomi.go.jp

受付日 : 月曜日 ~ 金曜日

※ただし、祝祭日及び年末年始を除く

受付時間 : 午前8時30分から午後5時30分まで

【参 考 資 料】

1 国立障害者リハビリテーションセンターの概要

施設名	所在地	利用定員等 (名)
国立障害者リハビリテーションセンター http://www.rehab.go.jp/ TEL 04-2995-3100 (代表) ・利用相談：総合相談課 (内2211~2214) FAX:04-2992-4525 ・病院受診：医事管理課 (内3152) FAX:04-2996-3074 ・センター見学：企画課 (内2147) FAX:04-2995-3661 ・発達障害情報・支援センター (内2593) http://www.rehab.go.jp/ddis/ ・高次脳機能障害情報・支援センター (内2594) http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/	〒359-8555 埼玉県所沢市 並木4-1	自立支援局 就労移行支援 100 就労移行支援 (養成施設) 168 自立訓練 (機能訓練) 40 自立訓練 (生活訓練) 30 病院 病床数 (病床数) 200 研究所 研究部 7部 発達障害情報・支援センター 高次脳機能障害情報・支援センター 学院 養成学科 6学科 270 研修課程 31コース 2,186
国立光明寮 (視力障害センター)		
函館視力障害センター http://www.rehab.go.jp/hakodate/ TEL 0138-59-2751 (代表) FAX 0138-59-4383	〒042-0932 北海道函館市 湯川町1-35-20	就労移行支援 (養成施設) 60 自立訓練 (機能訓練) 10
神戸視力障害センター http://www.rehab.go.jp/kobe/ TEL 078-923-4670 (代表) FAX 078-928-4122	〒651-2134 兵庫県神戸市 西区曙町1070	就労移行支援 (養成施設) 60 自立訓練 (機能訓練) 10
福岡視力障害センター http://www.rehab.go.jp/fukuoka/ TEL 092-806-1361 (代表) FAX 092-806-1365	〒819-0165 福岡県福岡市 西区今津4820-1	就労移行支援 (養成施設) 60 自立訓練 (機能訓練) 10
国立保養所 (重度障害者センター)		
伊東重度障害者センター http://www.rehab.go.jp/ito/ TEL 0557-37-1308 (代表) TEL 0557-52-4183 (利用相談) FAX 0557-36-0571	〒414-0054 静岡県伊東市 鎌田222	自立訓練 (機能訓練) 70
別府重度障害者センター http://www.rehab.go.jp/beppu/ TEL 0977-21-0181 (代表) TEL 0977-21-0182 (利用相談) FAX 0977-21-2794	〒874-0904 大分県別府市 南荘園町2組	自立訓練 (機能訓練) 70
国立福祉型障害児入所施設		
秩父学園 http://www.rehab.go.jp/chichibu/ TEL 04-2992-2839 FAX 04-2995-2253	〒359-0004 埼玉県所沢市 北原町860	学園 入園生定員 100

2 平成25年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修会実施計画(案)
 (1) 国立障害者リハビリテーションセンター学院
 ア. リハビリテーション関係

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
視覚障害者用補装具適合判定 医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院、診療所等において、視覚障害者の補助員の適合判定に従事する、あるいは今後従事する予定の眼科医師	【第1回】 5月23日(木)～5月25日(土) 【第2回】 8月22日(木)～8月24日(土) 【第3回】 12月12日(木)～12月14日(土)	各回 3日	各回 60名
1					
視覚障害者生活支援研修会	視覚障害者の訓練に携わっている者に、視覚障害者の生活全般に関する最新の訓練の情報や知識を提供することにより、訓練技術の向上を図ることを目的とする。	(1) 都道府県・指定都市及び中核市又は障害者支援施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長が推薦する者 (2) 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者生活訓練専門職員養成課程又は視覚障害学科を卒業した者 (3) 視覚障害者生活訓練指導員研修等視覚障害者に対する訓練指導員を養成する研修を修了した者	5月29日(水)～5月31日(金)	3日	20名
2					
盲ろう者通訳・介助員指導者 養成研修会	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話用点字・盲ろう者手話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において通訳・介助員として従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市・中核市民生主管理部(局)長が推薦する者	【前期】 6月3日(月)～6月7日(金) 【後期】 11月11日(月)～11月15日(金)	10日	20名
3					
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の使用について指導等に必要な専門的技術を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長が推薦する者	6月12日(水)～6月14日(金)	3日	60名
4					

5	相談支援従事者指導者養成 研修会	都道府県が実施する「相談支援従事者研修」の充実を図るため、当該研修において企画立案・運営に携わる中核的な役割を担う指導者を養成することを目的とする。	(1)相談支援従事者 現に相談支援に従事している者であつて、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」において、企画立案・運営に携わる中心的な役割を担うことが見込まれる者 (2)都道府県等職員であつて、「相談支援従事者研修」を担当している者	6月19日(水)～6月21日(金)	3日	208名
6	高次脳機能障害支援事業関係 職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・政令指定都市・中核市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要知識及び技術を習得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市における行政担当者並びに関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉部(局)長が推薦する者	6月26日(水)～6月28日(金)	3日	200名
7	義肢装具士研修会	義肢装具士の現任訓練のため、必要な専門知識と技術を習得することを目的とする。	義肢装具士で所属長が推薦する者	8月22日(木)～8月24日(土)	3日	10名
8	義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師	【前期】 8月28日(水)～8月30日(金) 【後期】 11月27日(水)～11月29日(金)	6日	100名
9	サービスマン管理責任者指導者養成 研修会	都道府県が実施する「サービスマン管理責任者研修」及び「児童発達支援管理責任者研修」の充実を図るため、当該研修において企画立案・運営又は講師の役割を担う指導者を養成することを目的とする。	(1)都道府県研修において企画・運営又は講師として携わる中心的な役割を担うことが見込まれる者であつて、指定の要件を満たし、かつ都道府県が推薦する者(235名) (2)「サービスマン管理責任者研修」又は「児童発達支援管理責任者研修」を担当している都道府県職員であつて、原則として、企画・運営又は講師の役割を担う者(47名) (3)国立更生援護機関職員であつて、指定の要件を満たし、かつ所属長が推薦する者(10名)	9月25日(水)～9月27日(金)	3日	292名

10	音声言語機能等判定医師研修会	音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定、音声言語・嚥下障害患者一般に対する臨床等に必要知識と技術を習得することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声・言語（そしゃく）機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師	10月2日（水）～10月4日（金）	3日	30名
11	補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師	【前期】 10月11日（金）～10月12日（土） 【後期】 11月7日（木）～11月9日（土）	5日	76名
12	リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な専門的知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	障害者のリハビリテーション看護に2年以上従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で所属長が推薦する者	10月16日（水）～10月18日（金）	3日	50名
13	作業療法士研修会	障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者（児）更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	10月23日（水）～10月25日（金）	3日	20名
14	リハビリテーション心理職研修会	障害者の心理専門職業に従事する者及び技術として、実務に必要な専門知識を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長が推薦する者	10月28日（月）～10月30日（水）	3日	20名
15	更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用、その他更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施することにより、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	更生相談所長及び更生相談所長が推薦する職員	11月14日（木）～11月15日（金）	2日	50名
16	身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等であって、所属長が推薦する者	11月20日（水）～11月22日（金）	3日	60名

17	言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させその資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	障害者(児)更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、言語聴覚士の免許を有し、所属長が推薦する者	12月5日(木)～12月6日(金)	2日	30名
18	介助犬・聴導犬訓練者研修会	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者等を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者及び今後希望する者(現在補助犬育成に関わる人材養成を目的としている専門学校等の学生等を含む。)で、所属長が推薦する者。	2月17日(月)～2月21日(金)	5日	20名
19	手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長が推薦する者	3月5日(水)～3月7日(金)	3日	20名

* 上記の研修会実施計画(案)は都合により変更することがあります。

イ. 知的障害・発達障害関係

No	研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
	発達障害者支援センター職員研修会	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対し、自閉症およびその周辺領域の発達障害をもつ児（者）に対する療育技術およびその家庭に対する支援方法等について研修を行う。	各センターにおいて現に発達障害児（者）およびその家族に対する支援等に従事されている方で、所属長の推薦する者	【第1回】 5月16日（木）～5月18日（土） 【第2回】 11月1日（金）～11月2日（土）	第1回 3日 第2回 2日	各回 70名
1						
2	知的障害支援者専門研修会	知的障害児・者支援に必要な専門的知識・技術を習得し、その資質の向上を図るとともに、知的障害児・者支援の充実に資することを目的とする。	児童発達支援センター・知的障害福祉関係施設等において知的障害児・者支援に3年以上従事し、所属長が推薦する者	5月29日（水）～5月31日（金）	3日	40名
3	知的障害・発達障害福祉関係管理職研修会	知的障害・発達障害福祉関係の管理職に必要な専門的知識を習得し、管理職業務の円滑な遂行に資することを目的とする。	知的障害・発達障害福祉関係施設、関係事業所において管理職業務の経験年数1年以上の者で、所属長が推薦する者	6月5日（水）～6月7日（金）	3日	30名
4	自閉症支援入門研修会	自閉症の特性や課題について支援に必要な基本的知識を習得し、その資質の向上を図るとともに、自閉症支援の充実に資することを目的とする。	知的障害・発達障害福祉の分野で現に自閉症児・者支援に従事している者であって、所属長が推薦する者	6月24日（月）～6月26日（水）	3日	40名
5	発達相談支援員研修会	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員、もしくは自治体が推薦する職員に対して、市町村で実施する「巡回支援専門員整備事業」を担う専門員を養成する技術についての研修を行い、巡回支援を行うための体制の整備、充実に資することを目的とする。	①市町村で「巡回支援専門員整備事業」に従事する専門員（予定を含む）、あるいは事業に関わる者であって、市町村の推薦がある者 ②発達障害者支援センター職員、都道府県で発達障害児支援関係業務に携わる専門職であって、所属長の推薦がある者 ③発達障害児およびその家族に対する支援に日ごろから従事している医師・児童指導員・保育士・臨床心理技術者・作業療法士・言語聴覚士等の専門職で市町村の推薦がある者	【第1回】 9月18日（水）～9月20日（金） 【第2回】 1月29日（水）～1月31日（金）	各回 3日	各回 70名
6	リハビリテーション看護研修会（知的障害・発達障害関係分野）	知的障害・発達障害の看護に必要な専門的知識を習得し、その資質の向上を図るとともに、障害者の看護の充実に資することを目的とする。	知的障害・発達障害の看護に2年以上従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で、所属長が推薦する者	10月16日（水）～10月18日（金）	3日	40名

7	自閉症トレーニングセミナー	自閉症の特性に応じた支援方法について基本的な考え方を理解し、実習を通じて体得することにより、自閉症支援の実践力充実を図ることを目的とする。	知的障害・発達障害福祉の分野で現に自閉症児・者支援に3年以上従事、もしくは当センター主催の自閉症支援入門研修会を受講した者であって、所属長が推薦する者	【第1回】 10月24日(木)～10月25日(金) 【第2回】 1月18日(土)～1月19日(日)	各回 2日	各回 20名
8	発達障害支援者研修会	発達障害児・者支援に必要な専門的知識・技術を習得し、その資質の向上を図るとともに、発達障害児・者支援の充実に資することを目的とする。	発達障害児・者の地域生活支援・就労支援等を積極的にを行っている法人等の職員で、発達障害者支援センター管理責任者が推薦する者	11月13日(水)～11月15日(金)	3日	40名
9	知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員(知的障害者福祉司等)に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を講義や演習を通して習得させることにより、知的障害者更生相談所の業務の充実を図り、もって知的障害者福祉の一層の向上に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所職員	11月20日(水)～11月22日(金)	3日	60名
10	行動障害支援者研修会	知的障害・発達障害の二次的症狀としての行動障害について、基本的知識を習得し、事例検討等を通じて対応方法を検討することにより、支援技術の充実に資することを目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員(看護師・保健師を含む)及び児童相談所・知的障害者更生相談所の職員で、現に行動障害がある方への支援に3年以上従事しており、所属長が推薦する者	12月2日(月)～12月4日(水)	3日	40名
11	自閉症支援専門研修会	自閉症支援において、特に対応が困難な事例に関して、演習を中心とした研修を行うことにより課題解決方法を検討し、困難事例に対する支援技術の充実に資することを目的とする。	知的障害・発達障害福祉の分野で現に自閉症児・者支援に3年以上従事、もしくは当センター主催の自閉症トレーニングセミナーを受講した者であって、所属長が推薦する者	2月13日(木)～2月14日(金)	2日	40名
12	発達障害担当行政職員研修会	都道府県・政令指定都市の発達障害福祉担当職員に必要な基本的な知識を習得し、その資質の向上を図るとともに、発達障害福祉行政の充実に資することを目的とする。	都道府県・政令指定都市の発達障害福祉担当職員	未定	2日	70名

* 上記の研修会実施計画(案)は都合により変更することがあります。

(2) 国立障害者リハビリテーションセンター病院（健康増進センター）

研修修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
1 障害者ヘルスプロモーション事業に関する研修会	障害者のヘルスプロモーション事業に従事する専門家（医師および栄養士・保健師・指導者等）の研修を行い、その普及に必要な専門的知識及び技術を習得させ、障害者の健康増進を推進することを目的とする	障害者の健康管理および健康づくりに従事する、あるいは今後従事する医師および栄養士・保健師・運動・スポーツ指導者で、所属長が推薦する者	9月18日(水)～9月20日(金)	3日	20名

(3) 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援従事者研修会	障害者が地域において、自らのニーズに基き、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもつて生活することや、必要に応じて、その人から支援することや、生活を送る上で、地域生活支援業務に必要知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及びその他の関係機関等において障害者の地域生活支援業務に携わる者。	<第1回> 7月15日(月) ～7月18日(木) <第2回> 11月12日(火) ～11月15日(金)	4日 4日	100名 100名	
『個別支援計画』作成および運用に関する研修会	個別支援計画に対する考え方や手法などを検討し、より利用者寄りになった個別支援計画が作成され、利用者の個性に合わせた計画が作成されることにより、豊かな日常生活を送ることができるようになることを目的とする。	各事業所の個別支援計画作成担当者及びサービス管理責任者、また、現在個別支援計画の作成および運用に関わっている者。	<第1回> 8月31日(土) ～9月1日(日) <第2回> 1月25日(土) ～1月26日(日) <第3回> 3月8日(土) ～3月9日(日)	2日 2日 2日	70名 70名 70名	
障害者施設職員研修会	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等に現に従事している新任職員（異動による新任を含む）。	6月12日(水) ～6月14日(金)	3日	70名	
機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等において機能訓練、健康管理等を担当する者。	10月16日(水) ～10月18日(金)	3日	70名	
障害者福祉センター等職員研修会	身体障害者福祉センター等の施設長及び幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供し、施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者サービス型、サード型）自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等施設長等幹部職員及び中間管理職員。 (開催地：北海道札幌市)	9月25日(水) ～9月26日(木)	2日	50名	
		身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者サービス型、サード型）自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等施設長等幹部職員及び中間管理職員。	2月13日(木) ～2月14日(金)	2日	50名	

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者サービスクルーデイ ネットワーク研修会	障害特性や保健福祉サービスクルーを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域で自立した生活を営むことにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、相談支援事業所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ベータセッションコース> 7月2日(火) ～7月5日(金)	4日	100名	
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することにより、障害者の養成参加の推進に寄与することを目的とする。	地域生活支援業務に携わる者 で、リーダーを担う者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンストコース> 12月13日(金) ～12月15日(日)	3日	50名	
		障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。	<第1回> 9月20日(金) ～9月22日(日)	3日	50名	
			<第2回> 1月17日(金) ～1月19日(日)	3日	50名	
障害者スポーツ指導員養成 研修会 【学生対象】	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校及び社会福祉系の学生で、かつ障害者の生活活動の振興に貢献する意欲のある者。	8月6日(火) ～8月9日(金)	4日	100名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

(4) 心身障害児総合医療療育センター

《保育士・指導員等職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
障害児者のプール指導講習会	肢体不自由児及び重症心身障害児(者)のプール活動に携わる、または関心を持たれる職員に、安全で楽しいプール活動を行うために必要な知識と技術の向上を図ることを目的とする。	障害児(者)のプール指導に携わる職員	5月22日(水) ～5月24日(金)	3日	40名
重症障害児(者)療育職員講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設に勤務する保育士、児童指導員、介護福祉士、療育員等で、重症障害児(者)の療育に従事している職員に対し、必要な知識の習得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	重症障害児(者)の療育に携わる療育職員(保育士・指導員・介護福祉士等)	6月10日(月) ～6月14日(金)	5日	60名
肢体不自由児・重症障害児(者)等療育職員講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設、その他の療育施設で、直接療育に従事している療育職員(保育士、指導員等)に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。	各種療育施設において肢体不自由児・重症障害児(者)の療育に携わる療育職員(保育士・指導員・介護福祉士等)	11月25日(月) ～11月29日(金)	5日	60名
幼児通園療育職員講習会	障害児特に重度・重複障害をもつ幼児を中心に、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。さらに「自閉性障害」など情緒・対人関係・行動面での配慮が必要とされる幼児への対応にも触れる。	幼児通園療育に携わる療育職員(保育士・児童指導員等)	1月27日(月) ～1月31日(金)	5日	40名

《医療関係職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
重度・重症児(者)医療・療育(基礎)講習会	各種の療育施設等で、重度・重症児(者)の医療・療育・介護に携わっている職員に対し、医療的諸問題に関する知識と、それに基づく日常介護の具体的方法の研修を行い、療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わる看護職(基礎的な内容になります。摂食指導が入ります)	5月14日(火) ～5月17日(金)	4日	60名
重症障害児(者)・肢体不自由児等看護師講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設に勤務する看護師及び准看護師で、重症障害児(者)の療育に従事している職員に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	重症障害児(者)・肢体不自由児の療育に携わる看護師(ある程度の経験が積んだ方が対象です)	12月10日(火) ～12月13日(金)	4日	60名
重症障害児(者)医療看護師講習会	各種の療育施設等で、障害児(者)とくに重症児(者)のケアに携わっている看護師・准看護師に対し、医療的諸問題に関する知識と、それに基づく看護の具体的方法の研修を行い、療育内容の向上を図ることを目的とする。	重症障害児(者)・肢体不自由児の療育に携わる看護師(ある程度の経験を積んだ方が対象です)	2月18日(火) ～2月21日(金)	4日	60名
東京コース(2013年度)ボバースアプローチャ8週間講習会	脳性麻痺児の神経発達学的アプローチャを修得し、併せて関連分野の基礎知識を学ぶことを目的とする。	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる看護師(経験3年以上、医療面の理解を深める)	6月24日(月) ～6月28日(金)	5日	60名
看護指導者講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設に勤務する病棟師長、主任看護師で、療育に従事すると同時に指導者の役割を担っている職員に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	PT、OT、ST、医師で脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する職員(経験3年以上)	9月13日(金) ～9月15日(日)	3日	60名
		医療型障害児入所施設・療養介護施設の病棟看護師長・主任看護師	1月16日(木) ～1月18日(土)	3日	60名
			7月8日(月) ～8月30日(金)	54日	24名
			10月8日(火) ～10月11日(金)	4日	60名

肢体不自由および重症心身障害の児童に関する看護師講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設等に勤務する看護師及び准看護師に対し、療育に必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由・重症心身障害のある児童の療育に携わる看護師(ある程度の経験を積んだ方が対象です。ペアレントトレーニングが入ります)	10月29日(火) ～11月1日(金)	4日	60名
重症障害児(者)医療講習会	各種の療育施設等で、障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる医師を対象とする。重症児(者)の医療・療育内容のさらなる向上を図ることを目的とする。	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる医師	3月15日(土) ～3月16日(日)	2日	60名

《摂食指導に携わる職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
摂食指導(基礎・実習)講習会	肢体不自由児及び重症心身障害児(者)、特に脳性麻痺児への摂食指導に携わっている職員に必要な知識と技術の向上を図ることを目的とする。	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	4月23日(火) ～4月24日(水)	2日	60名
			5月28日(火) ～5月29日(水)	2日	60名
			9月24日(火) ～9月25日(水)	2日	60名
			11月12日(火) ～11月13日(水)	2日	60名
			2月4日(火) ～2月5日(水)	2日	60名
			3月4日(火) ～3月5日(水)	2日	60名

《相談関係職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
ペアレントトレーニング講習会	各種療育施設において「発達障害児」の相談支援に携わり、ペアレントトレーニンググループを運営しようとする職員(心理士、福祉士、児童指導員、看護師、教育相談等)に対し、「ペアレントトレーニング」の知識の修得とグループ運営技術を身につけることを目的とする。	療育相談機関(療育施設・保健所・学校等)で発達障害児に関わる職員	8月28日(水) ～8月29日(木)	2日	30名
福祉相談関係職員講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児(者)施設、及び関連機関の福祉相談関係職員に対し、療育に必要な知識の取得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由児・重症心身障害児(者)の福祉相談関係業務に携わる職員	10月16日(水) ～10月18日(金)	3日	40名

3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設入所利用者の出身市区町村一覧

平成25年2月1日 現在

都道府県 (人数)	市区町村	人数
北海道 (5)	帯広市	1
	北見市	1
	伊達市	1
	江差町	1
	士幌町	1
岩手県 (4)	花巻市	1
	北上市	1
	奥州市	1
	大槌町	1
秋田県 (1)	五城目町	1
山形県 (2)	山形市	1
	飯豊町	1
福島県 (1)	郡山市	1
茨城県 (10)	水戸市	2
	日立市	1
	土浦市	2
	結城市	1
	常陸太田市	1
	高萩市	1
	筑西市	2
	栃木県 (8)	宇都宮市
足利市	2	
栃木市	1	
鹿沼市	1	
塩谷町	1	
群馬県 (16)	前橋市	6
	高崎市	3
	太田市	1
	伊勢崎市	1
	渋川市	1
	藤岡市	1
	安中市	1
	神流町	1
	中之条町	1
	埼玉県 (31)	さいたま市 北区
” 桜区	1	
” 南区	1	
川越市	1	
熊谷市	1	
川口市	1	
所沢市	1	
東松山市	1	
春日部市	2	
狭山市	1	
羽生市	1	
鴻巣市	1	
深谷市	1	
草加市	2	

都道府県 (人数)	市区町村	人数	
埼玉県	入間市	2	
	三郷市	1	
	坂戸市	1	
	ふじみ野市	1	
	行田市	1	
	上尾市	1	
	三芳町	1	
	小川町	2	
	吉見町	1	
	鳩山町	1	
	寄居町	1	
	宮代町	1	
	千葉県 (27)	千葉市 中央区	4
		” 花見川区	2
” 美浜区		1	
銚子市		1	
市川市		6	
船橋市		3	
野田市		1	
佐倉市		1	
柏市		2	
八千代市		1	
鴨川市		1	
浦安市		1	
八街市		1	
匝瑳市	1		
睦沢町	1		
東京都 (75)	港区	1	
	新宿区	2	
	文京区	1	
	台東区	2	
	墨田区	2	
	江東区	1	
	品川区	3	
	目黒区	2	
	大田区	3	
	世田谷区	5	
	渋谷区	1	
	杉並区	1	
	豊島区	4	
	北区	5	
	荒川区	2	
	板橋区	3	
	練馬区	6	
足立区	7		
葛飾区	1		
江戸川区	3		
八王子市	3		
立川市	1		
武蔵野市	1		

都道府県 (人数)	市区町村	人数
東京都	三鷹市	3
	青梅市	1
	府中市	1
	昭島市	2
	東村山市	1
	国分寺市	2
	東大和市	1
	東久留米市	3
	瑞穂町	1
神奈川県 (21)	横浜市 鶴見区	1
	〃 神奈川区	1
	〃 保土ヶ谷区	1
	〃 金沢区	1
	〃 港北区	2
	〃 緑区	1
	〃 瀬谷区	3
	川崎市 高津区	1
	〃 多摩区	1
	相模原市 緑区	1
	平塚市	1
	藤沢市	2
	小田原市	1
	秦野市	1
	厚木市	1
	座間市	1
	南足柄市	1
新潟県 (19)	新潟市 中央区	1
	〃 江南区	1
	長岡市	8
	三条市	3
	小千谷市	1
	佐渡市	1
	魚沼市	1
	南魚沼市	3
富山県 (4)	富山市	1
	滑川市	2
石川県 (4)	入善町	1
	金沢市	2
山梨県 (5)	七尾市	1
	加賀市	1
	甲府市	2
長野県 (2)	大月市	1
	北杜市	1
	南部町	1
長野県 (2)	佐久市	1
	北相木村	1
岐阜県 (3)	多治見市	1
	恵那市	1
静岡県 (10)	郡上市	1
	浜松市 天竜区	1
	三島市	2
	掛川市	1
	藤枝市	1
	裾野市	1
	湖西市	1
	伊豆の国市	1
	川根本町	1
森町	1	

都道府県 (人数)	市区町村	人数
愛知県 (7)	名古屋市 西区	1
	〃 南区	2
	一宮市	1
	瀬戸市	2
	弥富市	1
三重県 (2)	伊勢市	1
	御浜町	1
滋賀県 (2)	彦根市	1
	東近江市	1
京都府 (2)	綾部市	1
	精華町	1
大阪府 (6)	大阪市 天王寺区	1
	〃 城東区	1
	高槻市	1
	守口市	2
	八尾市	1
兵庫県 (7)	神戸市 灘区	1
	〃 長田区	1
	西宮市	1
	相生市	1
	豊岡市	1
	赤穂市	1
	宝塚市	1
	和歌山県 (2)	和歌山市
紀の川市	1	
鳥取県 (3)	鳥取市	1
	八頭町	1
	琴浦町	1
島根県 (3)	出雲市	2
	雲南市	1
岡山県 (2)	岡山市 中区	1
	〃 東区	1
広島県 (4)	広島市 安佐北区	1
	三原市	1
	尾道市	1
徳島県 (1)	廿日市市	1
	阿南市	1
香川県 (3)	丸亀市	2
	小豆島町	1
愛媛県 (2)	今治市	1
	伊方町	1
高知県 (1)	高知市	1
福岡県 (1)	北九州市 小倉南区	1
佐賀県 (1)	小城市	1
大分県 (2)	大分市	2
宮崎県 (2)	宮崎市	2
鹿児島県 (1)	いちき串木野市	1
合計	都道府県	39
	市区町村	187
	入所利用者数 (入所利用者中、有期限者8名)	302

